

# 令和3年度定期監査報告書

## I 適用した監査基準

本定期監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## II 監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## III 監査の対象

### 1 監査の対象部署

部等	課・室等	機関等	
教育委員会 事務局	教育総務課		
	施設管理課		
	教育指導課	教育研究所	
	学校給食総合センター		西部学校給食センター
			中仙学校給食センター
			仙北学校給食センター
			太田学校給食センター
	生涯学習課	地区公民館	
	神岡中央公民館		
	大綱交流館		
	中仙公民館		
	協和公民館		
	南外公民館		
	仙北公民館		
	太田公民館		
総合図書館			
総合市民会館			
観光文化 スポーツ部	文化財課		
	スポーツ振興課		
議 会	議会事務局		
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局		
農業委員会	農業委員会事務局		
市立大曲病院	管理課		
会計管理者	会計課		

## 2 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和3年9月30日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

## 3 監査委員の除斥

議会事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、渡邊秀俊監査委員は除斥とした。

## IV 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- ア 事業の進ちょく状況
- イ 予算の執行状況（収入率、執行率）
- ウ 収入事務
- エ 支出事務
- オ 契約の状況
- カ 債権の管理状況
- キ 団体事務局の口座等の状況
- ク これまでのフォローアップへの対応状況

## V 監査の主な実施内容

### 1 書面審査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面審査を行った。

- (1) 業務の概要（職員の配置及び主要事業等）
- (2) 歳入及び歳出予算の執行状況
- (3) 契約の状況（業務委託、工事請負）
- (4) 滞納債権の状況
- (5) 団体事務局口座の管理状況

### 2 予備監査

予備監査として事務局職員が対象部署へ出向き、関係諸帳簿類等の審査を行った。

### 3 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の審査を行った。

## VI 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

予備監査は対象部署に属する施設内で行い、本監査は監査委員事務局において実施した。

### 2 日程

- 10月12日 各部署への監査の実施通知
- 11月11日～11月30日 予備監査
- 12月13日～12月21日 監査委員による本監査（対面監査）
  - 1月18日 監査結果の報告 監査委員合議
  - 1月20日 部長講評
  - 2月 3日 監査結果報告書の提出

## VII 監査の結果

- 1 上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は概ね適正に執行されていると認める。

### 2 指摘事項

学校給食総合センターでは、学校給食に使用する米の購入を随意契約により行っていた。

今回の監査において、当該契約に係る契約手続を確認したところ、財務規則で定める少額随意契約の基準を超えている案件であり、「入札契約資格等審査委員会」の審査が必要であるにもかかわらず、当該審査を経ずに契約手続が行われていた。

また、契約に際して必要な執行伺、設計書、随契理由書及び予定価格調書の作成が行われておらず、所定の決裁権者からの決裁や契約検査課の合議を経ていないなどの不適正な処理が行われていた。

その原因について聴取したところ、平成26年度からの学校給食費改定にあたり、給食材料費の節減を図るため、庁内協議を経て米の調達先の変更を決定したことから、同センターでは入札契約資格等審査委員会による審査を省略して所長決裁により処理できると誤認し、以後は所長決裁により契約手続を行っていたことが原因であるとのことであった。

当該契約に係る契約手続の実態は、契約に関する市の諸規程に違背しているものであり、極めて杜撰であると指摘せざるを得ない。

随意契約は、競争入札の例外であり厳正な執行が求められることを改めて認識し、財務規則及び契約事務マニュアル等に基づき、適正な事務執行をされたい。

こうしたことは、契約事務の基本事項を理解せずに前例踏襲で事務処理が行われ、契約主任や所属長による内容確認など組織としてのチェック体制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

このため、契約事務を統括する契約検査課においては、適正な契約事務が全庁的に確保されるよう、契約主任を中心とした職員の職務知識の向上に向け、定期的な文書発出による指導や注意喚起など、実効性のある対策を講じられたい。

## Ⅷ 監査の意見

### 1 会計伝票の適切な起票について

伝票の起票について、次の事項が見受けられたので、財務規則、歳出節解説及び公共料金等支払事務の手引等に基づき改善されたい。

- (1) 支出負担行為書の起案日に誤りがあるものが見受けられたこと。
- (2) 添付された検査調書について、完成確認者、検査職員、検査日の記載に不備があるものが見受けられたこと。
- (3) 公共料金等の支出負担行為兼支出命令書において、添付書類に検査確認した年月日及び確認者の記載漏れが見受けられたこと。
- (4) 歳入科目に誤りがあるものが見受けられたこと。
- (5) 添付すべき必要書類とされている書類の不足が見受けられたこと。
- (6) 給食費納付金に係る過納金の還付について、還付金額誤りによる過年度還付が見受けられたこと。

### 2 契約事務について

契約について、財務規則及び契約事務マニュアル等をもとに監査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

なお、仙北公民館の「仙北ふれあい文化センター音響設備保守点検業務委託」については、公文書の取扱いに係る問題があることから、項を改めて述べることにする。

- (1) 業務委託契約において、着手届や完了届が提出されていないもの、また、提出されていても収受回覧がなされていないものが散見されたこと。
- (2) 執行伺について、起案がされていないもの、設計書に押印のないものが見受けられたこと。
- (3) 工事請負契約及び業務委託契約において、契約の相手方に検査確認通知がなされていないものが散見されたこと。
- (4) 随意契約において、地方自治法施行令の根拠条文の記載がされていないもの、随意契約理由の記載がないものが見受けられたこと。
- (5) 契約締結伺において、市税納税証明書、社保納入確認書の添付漏れ、契約検査課の合議のないもの、決裁印の漏れが見受けられたこと。

契約事務については、この度の定期監査に限らず、これまでの定期監査においても同様の指摘が繰り返されている状況にあるため、契約事務を統括する契約検査課においては、前記Ⅶ.2で述べたように実効性のある対策を講じられたい。

### 3 団体事務局の経理について

- (1) 現金を受領後、一定期間を経てから口座に入金していること、また、出金後支払遅延となっているものが見受けられた。入金や支払までに必要以上の期間現金が滞留していることは、紛失や盗難のリスクが生じる原因となることから速やかに処理されたい。
- (2) 現金による支払において、事務局職員が立替えて支払っている事例が見受けられた。立替払いは行わないことが原則であるが、やむを得ず立替えた場合は、その経緯等につ

いて記載のうえ、速やかに精算するなど適正な事務処理をされたい。

- (3) 収入及び支出後の確認事項欄が空欄となっており、所属長の確認がされていないもの、現金出納簿、切手受払簿が作成されていないものが見受けられた。必要な確認や帳簿の作成は経理の基礎となるものであることから、確実に実施されたい。

団体事務局の経理については、「大仙市任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱規程」が令和3年1月1日から施行されていることを踏まえ、同規程を遵守し適正な事務処理に努められたい。

#### 4 事務の移管に伴う決裁について

組織機構の見直しにより、「大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が令和3年4月1日から施行され、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び文化財の保護に関することについては、市長が管理し、及び執行するものとされている。

これに伴い、支出負担行為書、支出命令書は市長部局の課長の決裁が必要となるところを公民館長が決裁していたものや、検査職員が市長部局の課長となるところを公民館長が検査していたものが散見された。

事務が移管されたことを改めて認識したうえ、財務規則等に基づく決裁区分に従い、適正な事務の執行に努められたい。

#### 5 仙北ふれあい文化センター音響設備保守点検業務委託について

仙北公民館において締結された仙北ふれあい文化センター音響設備保守点検業務委託契約について、契約締結時に添付された契約書案と異なる内容の契約書で契約が締結されていた。

この契約書は受注者が作成したものであり、過年度においても同様であった。

契約書案に添付された市作成の契約事項と内容が異なっていることから、業務履行上の問題が生じる可能性があるほか、より本質的な問題は、市の組織内の意思決定である決裁と公文書に対する信用をないがしろにしていることである。

監査時において、正規の契約書で契約を締結し直すよう指導したところであり、今後は適正な事務執行をされたい。

また、この度の事案は、決裁を受けたものとは内容の異なる公文書に公印を押印しているものであり、大仙市公印規則第6条第2項に規定する公印使用に係る照合審査が十分に機能していないこと、公文書及び公印の管理に改善すべきことがあることをうかがわせるものである。

文書関係事務を統括する総務課においては、起案、決裁、公印使用のあり方を再確認し、所期の目的を達成するよう必要な見直しを行うとともに、適正な事務執行について周知徹底されたい。

#### 6 体験的な学習の時間支援事業費補助金について

体験的な学習の時間支援事業費補助金は、市から管内の小中学校が行う特色ある体験学習に対して補助金を交付するものである。

しかし、補助金交付の根拠とされる地方自治法第 232 条の 2 には「その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、その趣旨を踏まえれば、市が自ら設置した市立の学校に補助するということが異例のことと思われる。加えて、各学校に対しては一律に「均等割」+「人数割」で予算配分していることや補助金交付に伴う事務負担などを考慮すれば、あえて補助金とする必要はなく、通常の配当予算とすることで足りるものと考えられる。

今後は、補助金ではなく、教育活動の一環における事業費として配当予算に措置する方向で検討されたい。

## 7 スポーツ振興事務事業業務委託について

スポーツ振興事務事業業務委託は、市と合併前の旧市町村単位の各地域に設立された各スポーツクラブとの委託契約によるものであり、その委託業務の主たる内容は、市体育協会（令和 3 年 6 月からは市スポーツ協会）及び市スポーツ少年団の両団体の運営業務と各地域毎にある両団体支部の運営業務となっている。

従前には、市がこの運営業務を行っていたが、令和 2 年 1 月策定の「市が担う団体事務局事務の見直しに関する基本方針」に従い、当該業務を市の組織外に委ねることとしたものであり、その方向性は適切である。

その具体的方法として、委託を選択したものであるが、委託は本来市が行うべき事務・事業を受託者に行わせることであり、事務・事業の成果と最終責任は市に帰属するものである。これまで当該業務を公的支援として事実上行ってきたとしても、当該業務が本来市が行うべき事務・事業に当たらないことは明白であり、当該業務を委託の対象とするのは適切でない。

今後は、スポーツ関係団体の指導育成の視点から、当該業務に関する助成が必要と判断される場合には、委託以外の適切な方法を検討されたい。

## 8 政務活動費について

政務活動費は、地方自治法、大仙市議会政務活動費の交付に関する条例及び大仙市議会政務活動費の交付に関する規則に基づき、議会の各会派に対して交付されている。

現在、各会派の政務活動費の出納等の管理は、預金通帳の保管を含め、議会事務局が行っているが、政務活動費の交付の趣旨からして、政務活動費執行の当事者となり得ない議会事務局がその経理に直接関与することは適切ではない。政務活動費の執行については、現在行われている議会事務局の関与を取り止め、各会派が自らの責任において対処するようにされたい。

因みに、政務活動費に係る議会事務局の担当事務については、提出された関係書類の受理及び市長への送付などの事務に限定されるものと考えられる。

また、政務活動費の使途基準については、大仙市議会政務活動費の交付に関する規則に定められ、その運用に関しては「大仙市議会政務活動費運用の手引き」が定められている。具体的使途については、会派や議員自らの良識と責任により判断され、会派や議員自らがその透明性の確保に努めるとともに、市民に対する説明責任を負うものである。

このため、政務活動費のより適正な執行に向け、適宜「大仙市議会政務活動費運用の手引

き」の精査と見直しを行うよう努められたい。一例を挙げれば、現在、交通費・宿泊費等旅費の額については、実費とする旨の定めがあるのみで、一定の基準に基づく合理的な額による旨の定めが存せず、透明性の確保と説明責任の点から問題がある。県内他市の事例を参考として、常勤の特別職又は職員の旅費条例に準拠するなど、一定の基準を設けるよう検討されたい。

(以上)